

## 牟岐町地域公共交通活性化協議会要綱

令和8年4月14日

要綱第12-1号

改正令和8年5月18日要綱第14号

(目的)

第1条 牟岐町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、牟岐町における地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する協議並びに計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 協議会は、前項の業務を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の実状に応じた、適切な地域の公共交通のあり方に関すること。
- (2) 地域の公共交通の利用促進に関すること。
- (3) 地域の公共交通の確保及び向上のために必要なこと。
- (4) 協議会の運営方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 徳島県牟岐町の職員
- (2) 関係する公共交通事業者の職員
- (3) 自治会その他町民団体の代表者
- (4) 国土交通省四国運輸局徳島運輸支局の職員
- (5) 道路管理者、警察署、学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者
- (6) 国県の関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、牟岐町政策監又はその指名する者を充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第4条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度および今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員（会長及び副会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情で会議に出席できない場合は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により議事を決することができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 第3条に掲げる事項についての業務を円滑に行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、牟岐町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 13 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の負担)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

(決算)

第 15 条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに、協議会の決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第 6 条第 6 項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会は、委員が会議に出席したときは、牟岐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 89 号）第 1 条の規定（報酬）に基づき、予算の範囲内において委員報酬を支給することができる。

2 協議会は、委員が会議に出席したときは、同条例第 2 条の規定（費用弁償）に基づき、予算の範囲内において費用弁償旅費を支給することができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。